

第30回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 4年 6月 8日（水）

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
収納・会計担当課長		古舘	寿徳	君
税務会計課	課税担当課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総括課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	総合窓口担当課長	戸草内	和典	君
町民生活課	町民生活担当課長	工藤	薫	君
健康福祉課	総括課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	福祉担当課長	工藤	晃子	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	総括課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農政企画担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	農林振興担当課長	輪達	隆志	君
産業振興課	商工観光担当課長	中村	勇雄	君
地域整備課	総括課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	環境整備担当課長	寺地	隆之	君
地域整備課	上下水道担当課長	福島	貴浩	君
再生可能エネルギー	推進室長	中村	勇雄	君
水道事業所	所長	菅波	俊美	君
教育委員会	教育長			

教育委員会事務局総括次長  
教育委員会事務局教育総務担当次長  
教育委員会事務局生涯学習担当次長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員  
監査委員事務局長

長瀬 設 男 君  
輪 達 ひろか 君  
梅 木 勝 彦 君  
福 島 貴 浩 君  
江刺家 雅 弘 君  
西 山 隆 介 君  
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 主 事  
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君  
竹 林 亜 里 君  
松 坂 俊 也 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大村 税君） それでは、全員そろいましたので、ただいまから令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

皆さんの慎重な審議をお願い申し上げます。

今日の欠席者はなく、全員ですので、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

---

○委員長（大村 税君） 議案審議についてでございますが、本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第4号までの4件でございます。

審査の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの提案説明は、本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審議をし、議案4件の審議が終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求めて、退席後、討論、採決することにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

---

◎議案第1号の審査

○委員長（大村 税君） それでは、議案第1号を議題といたします。提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） おはようございます。それでは、議案第1号の補足説明ということで説明させていただきます。

新岩手農協が進めるライスセンター整備事業につきましては、令和4年4月5日付で交付金の内定の内報があつて、事業主体が交付金の申請事務を早期に進めるため、4月27日開催の第29回臨時議会におきまして補正予算の議決をいただいております。財源として予定している過疎対策事業債につきましては、町の過疎地域持続的発展計画にライスセンター整備事業を位置づける必要がございます。計画を変更するに当たりまして、町議会の議決の前に、県への事前協議、県知事への協議といった手順を踏む必要があるため、担当課から交付金の内報の情報を得た段階から県等と事前相談、協議を進めてまいりました。今般変更に係る県知事との協議が調ったことから、計画変更に係る議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 質問というより、この過疎計画については、前の議会等だったか、全員協議会だったか説明いただいて、案の計画を我々持っているのですけれども、これはもう計画が策定されたということだと思っただけけれども、計画書を議会のほうに配布されていたかどうか、私ちょっと見つけられなかったの、この点をちょっと確認。今回変更ということであれば、その計画書に沿って、どこが変更になったのかというのを確認する意味で探したのですけれども、ちょっと見当たらなかったの、今説明している中でも、どこがどのように変更、追加の部分だとは思っただけけれども、どこに追加になるのかということを確認できかねたので、そういう質問をさせていただきます。

○委員長（大村 税君） 答弁を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 中村委員のご質問にお答えします。

過疎計画につきましては、配布されているものと当方で理解しておりましたけれども、その中の追加する項目ということで、産業振興という欄の経営近代化施設ライスセンター整備事業の部分を追加するというので、今回変更を求めるものでございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 追加はいいのですけれども、私、この案を持って見ているのですけれども、ちょっといまいち意味がよく分からないなど。多分我々に対して説明をちゃんと分かるようにするためには、ここのところの、例えば各課の事業名の（1）があって、次が（7）ですよね。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい。

○4番（中村正志君） それであれば、この間に入るのですか。だから、そういう意味も、ただしゃべられても、多分誰も分かっていないのではないかなと、その辺のところを私理解したかったの、こういう質問をさせていただいたという、この事業内容については、異議ということではございません。

〔何事か言う者あり〕

○4番（中村正志君） ただ、配布しているというのであれば、探します。皆さん、持っていますか。

〔「案を」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） いや、案でなく、正式なもの。

[何事か言う者あり]

- 4番(中村正志君) 案は持っている。つくったのだったら、普通は正式なものを配布していただけるものかなと。こういう議案として出るのだったら、当然。でも、配布していると言ったから、すみません、見つけてみます。でも、皆さんが持っていればと思ったから、そここのところの確認をしたかったのですが、いいです、後でいいです、これは。

[「持っていない」と言う者あり]

- 委員長(大村 税君) 休憩します。

午前10時09分 休憩

---

午前10時09分 再開

- 委員長(大村 税君) 再開します。

それでは、総務課企画担当課長、野中孝博君。

- 総務課企画担当課長(野中孝博君) 中村委員のご質問にお答えします。

ちょっと配布していない可能性もございますので、今回の変更を含めまして、これから関係大臣に報告する必要がある場合がございますので、成立した後に、皆様に変更を含めて配布させていただきたいと思っております。

- 委員長(大村 税君) よろしいですか。

あとありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- 委員長(大村 税君) なければ、この審議を終わります。
- 

#### ◎議案第2号の審査

- 委員長(大村 税君) 議案第2号を議題といたします。提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

- 総務課総括課長(福島貴浩君) それでは、議案第2号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてですけれども、議場で説明したとおり、特に補足することはございません。

- 委員長(大村 税君) 補足説明が終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- 委員長(大村 税君) なしと認めて、議案第2号の質疑を終わります。
- 

#### ◎議案第3号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第3号を議題といたします。議案第3号は、歳入と歳出を分けて、歳入は一括で総務課から、歳出は款ごとに各課から説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めてまいりたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

それでは、歳入の提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、一般会計補正予算（第2号）、歳入につきまして説明させていただきます。

5ページを御覧願います。最初に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございますが、6,972万4,000円を増額いたしまして1億3,484万6,000円とするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、コロナ感染症対策について各種対策事業を行うものでございます。対応する事業につきましては、資料を準備いたしましたので、歳出の説明の際に参照してくださるようよろしくお願いいたします。

同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。住民税非課税世帯等給付金事業費補助金2,613万6,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金400万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費補助金33万9,000円の3,047万5,000円を増額いたしまして4,421万9,000円とするものでございます。住民税非課税世帯等給付金給付事業につきましては、令和4年度の住民税非課税世帯で令和3年度に給付を受けていない世帯に対しまして、プッシュ型として10万円を給付するものでございます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、令和3年度と同様に、低所得のひとり親世帯以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円を給付するものであります。詳細につきましては、歳出の説明の際に担当課から説明申し上げます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億4,505万7,000円を減額し、補正後の額は1億6,138万4,000円とするものでございます。これにつきましては、前年度の繰越金等がほぼ固まってきたことから、歳入の余剰財源等につきまして、繰入額を減額して調整させていただくものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額が4億8,500万円で、補正後の額が5億3,500万円とするものでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、前年度の繰越し分が5月の出納閉鎖によりまして、確定と

は言いませんが、ほぼ固まってきたことから、今回補正させていただくものでございます。

歳入全般としての説明は以上でございます。

○委員長（大村 税君） 歳入の補足説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について補足説明があれば、説明を求めます。

総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、2款1項の総務管理費の総務課が所管している分についてご説明を申し上げます。

まず、1目の一般管理費でございますが、主なものといたしまして、17節備品購入費23万9,000円の補正をお願いしておりますアルコール検知器購入費についてでございます。昨年の11月に道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことによりまして、本年10月1日から乗用車5台以上の自動車を使用する事業者ごとに、運転者が運転前後にアルコール検知器を用いてアルコールの有無を確認することが義務づけられたことによりまして、各課で運行している公用車につきまして、運転者が運転前後にアルコール検知ができるようにアルコール検知器を購入しまして、各課にアルコール検知器を配布しようとするものでございます。購入予定台数は14台で、合計23万9,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目の財産管理費ですが、主なものとして17節の備品購入費98万5,000円についてご説明を申し上げたいと思います。総務課で運行管理している2台の車両につきまして、7月と8月、各1台ずつリース期間が満了となりますので、その2台の更新を今回コロナ交付金の国庫補助金を活用して更新を図りたいために、電気自動車等を購入する費用をお願いするものでございます。あわせて、今回補正、総務課の分2台に加えて、産業振興課1台、それから教育委員会2台の電気自動車等の購入を予定してございますので、14節の工事請負費5台分の普通充電の設備を設置するための工事請負費330万円のお願いをするものでございます。

○4番（中村正志君） 委員長、提案があるのですけれども、総務課のほうで出しているコロナ対策の交付金の実施計画書を資料として提出していただいていますので、これ全部の課に、今のお話の中でもそういうのが入っているの、実施計画のほうを先に全体の説明していただいてから、項ごとに説明願ったほうが、我々が理解を深めやすいのではないかな。今の中にも、もう入っていますよね。電気自

動車の……。せっかく資料を出してもらっているのですから、それを全体に説明してもらったほうが理解が早いのではないかなと私は思いますけれども、いかがですか。

○委員長（大村 税君） そのような委員からのご意見がありますが、そのような形で進めたほうがいいですか。

○4番（中村正志君） というのは、このパソコン1画面で予算書を見て、資料を見てって、ゆるくないのではないですか。私は……

○10番（山本幸男君） ゆるくないね。

○4番（中村正志君） だから、計画書のほうを先にやったほうがいい。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午前10時23分 休憩

---

午前10時25分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

それでは、全体説明、計画説明を担当課の総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） それでは、令和4年度6月定例議会資料ということで、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画についてご説明申し上げます。

資料は3枚、3ページになっておりますけれども、今回の6月補正に係る分につきましては、ナンバー1からナンバー14までとなっております。では、ナンバー1のほうからご説明申し上げます。事業名称につきましては、EV車等導入事業でございます。こちらにつきましては……

○6番（館坂久人君） ちょっと待ってください、開けないでいましたから。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時27分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） ナンバー1、EV車等導入事業でございます。こちらにつきましては、EV車両及びプラグインハイブリッド車両については、蓄電設備として利用が可能であり、災害時に避難所等で感染予防につながる空気清浄機や大型扇風機などの空調設備への電源供給が可能となるということから、導入を進めるものでございます。②の電気自動車内訳としましては、電気自動車が2台、総務課と教育委員会、プラグインハイブリッド車につきましては、総務課、産業振興課、教育委員会各1台の計3台及び充電設備の設置工事を含めまして、事業費は2、

843万9,000円となります。

ナンバー2ですが、消防団活動感染防止対策事業でございます。こちらにつきましては、団員の諸活動における感染防止対策を行うことで団員の感染リスクを低減するというもので、抗原検査キット、非接触体温計、マスクなどを購入するものでございます。事業費は231万6,000円でございます。

ナンバー3でございますが、プレミアム商品券発行事業、第2弾でございます。町内における消費を喚起し、事業者の売上げの向上、経済の活性化を図るため、20%のプレミアム付き商品券の発行に要する経費を補助するものでございます。軽米町商工会への補助となります。事業費は1,500万円でございます。

ナンバー4は、感染防止対策事業ということで、ミル・みるハウスの冷暖房設備を整備し、換気等感染防止対策を徹底するものでございます。空調設備の改修、床暖房設備の修繕でございます。事業費874万円でございます。

ナンバー5ですが、地域の魅力磨き上げ事業、感染症の収束を見据え、チューリップフェスティバルの継続開催に向けてサウザントステージの改修を行うものでございます。事業費は41万8,000円です。

ナンバー6、感染症対策スクールサポート支援員配置事業、町内の小中学校におけるウイルス感染症強化及びコロナ対応で増加した教諭の負担軽減のためにスクールサポートスタッフを配置するものでございます。小学校に3人、中学校に1人、事業費は408万円でございます。

ナンバー7、芝生自動機械管理事業、刈り払い用ロボットを導入し、無人による芝生管理を行うことで、利用者や作業員同士の接触機会の減少、業務の効率化を図るものでございます。刈り払いロボット2台、ワイヤー、電源等設置工事になります。事業費は411万2,000円でございます。

ナンバー8ですが、イベント用抗原検査事業ということで、町が主催する各イベントで参加者等を対象とした新型コロナウイルス感染症抗原検査を実施することで、安全安心のイベント運営を図るものでございます。抗原検査キット150個の購入となります。事業費は49万5,000円となります。

ナンバー9ですが、公共的空間安全・安心確保事業（教育施設）ということで、こちらについては、消毒液等の購入となります。事業費は15万円でございます。

ナンバー10ですが、社会教育施設管理業務デジタル化推進事業ということで、社会教育施設の管理において、スマートフォンやタブレットなどを導入しまして、業務の効率化を図るとともに、リモートの打合せなど、コロナ禍に対応した運営を推進するものです。端末3台、通信運搬費で事業費は49万2,000円となります。

ナンバー11ですが、体育施設音響設備整備事業でございます。町民体育館及び

ハートフル・スポーツランド等に音響設備を整備することで、コロナ禍における3密を避けたイベント運営を支援するものでございます。内容としましては、ワイヤレスマイクセット、自立スピーカーなどで、事業費は180万円となります。

ナンバー12は、移動式音響機器購入事業ということで、各種イベントにおいて3密を避けた運営を図るため、持ち運び可能な音響機器を購入するものでございます。ポータブルPAシステム、スピーカースタンド、ワイヤレスマイクなどで、事業費は45万円となります。

ナンバー13ですが、町営運動場トイレ建設工事です。自粛が続いていたスポーツ大会を積極的に開催し、スポーツ交流人口の増加を図るため、感染症対策を講じたトイレ施設を整備するものでございます。事業費が2,792万1,000円となります。

ナンバー14ですが、町民体育館環境整備事業ということで、感染症の防止を図りながらスポーツ活動、イベント等を開催するため、町民体育館のカーテン及び窓の修繕、換気の促進を行うものです。事業費は2,176万9,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 総務課総務担当課長、松山 篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明を踏まえて、2款からもう一度説明を進めさせていただくことでよろしいですか。

○委員長（大村 税君） はい、いいです。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、2款1項総務管理費、4目の財産管理費についてでございます。先ほどコロナ交付金の説明中でございます、ナンバー1にございますEV車等導入事業ということで14節工事請負費330万円、17節備品購入費、電気自動車等2台分の購入費といたしまして985万4,000円の補正をお願いするものでございます。また、財調の元本積立てといたしまして、地方財政法第7条で決められている繰越金の2分の1は下回らない額ということで2億6,800万円の積立てをするものでございます。

総務課といたしましては、2款は以上でございます。

○委員長（大村 税君） それでは、町民生活課……

○4番（中村正志君） 款ごとにやらないのですか。総務費だけではなく、次に進む、民生費もやる。

○委員長（大村 税君） 総務費の諸費。

○4番（中村正志君） 総務費だけで……

○委員長（大村 税君） 町民生活課総合窓口担当課長、小林千鶴子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（小林千鶴子君） それでは、私のほうは5目の支所及び出張所費になります。補正の内容について説明いたします。補正額は134万6,000円の増額です。こちらは、晴山出張所業務対応の会計年度任用職員に要する経費で、内訳は1節報酬133万8,000円。8節旅費8,000円となります。

増額の理由ですが、当初予算は、昨年度の職員体制と同じように短時間勤務、再任用職員の配置で措置していたところですが、人事異動の結果、再任用職員の配置がなかったため、会計年度任用職員での対応となり、その所要額の補正をお願いするものです。

以上です。

○委員長（大村 税君） 次に、健康福祉課健康づくり担当課長、工藤晃子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（工藤晃子君） 2款総務費、1項総務管理費、11目諸費について説明申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の令和3年度繰越明許分の返還金として20万7,000円を計上しております。内容は、町の健康管理システムから国で運用するワクチン接種接続システムへ接種データを出力するためのシステム改修費用として一律100万円交付された補助金の残額分を返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。

質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 支所、出張所費のところ、支所のことともちょっと違うのですが、出張所の業務の中に窓口で税金の徴収もやっていると思います。それで出張所の場合は、ちょっと開設している時間が短いといいますか、本庁よりは短いと思います。それで、農協も支所がなくなって、それで郵便局で納められるようになれば、小軽米と晴山、観音林の皆さんも便利ではないかなと思います。郵便局で現在窓口徴収をしているかどうか、お伺いします。

○委員長（大村 税君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、郵便局でも去年から納税通知書をもって納付は可能となっておりますので、郵便局もご利用いただいております。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。令和3年度の前の納付書を見て、それに郵便局は口座振替のみと書いてあったので、ありがとうございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

- 4番（中村正志君） 確認ですけれども、さっき全体のコロナ交付金の計画書を説明していただきました。今の歳出の中のどれが交付金の対象になるのかをもう一回、これはそれですよというのを、もう一回お願いします、今説明した中で。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 総務の部分ですけれども、公用車の購入の部分と公用車普通充電設備設置工事費の部分。
- 4番（中村正志君） アルコール検知器は違うの。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） アルコール検知器は対象外です。
- 4番（中村正志君） 対象外。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） はい。
- 委員長（大村 税君） よろしいですか。
- 4番（中村正志君） はい。
- 委員長（大村 税君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 同じといいますか、コロナ関係の抗原検査キットですけれども、これは使用の期限とかあったかと思うのですけれども、その辺はどうですか。期限内にちゃんと使い切るというか、そのときに合わせて買うのですか。
- 委員長（大村 税君） 休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時43分 再開

- 委員長（大村 税君） 再開いたします。
- 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家委員ご質問の使用期限でございますが、使用期限は1年ということでありました。
- 委員長（大村 税君） よろしいですね。
- 3番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（大村 税君） あと質疑はありませんか。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 質疑を終わります。

次に、3款民生費、提案理由の説明、健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、3款の民生費についてご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費となります。まず最初に、3節職員手当等43万2,000円、これは時間外勤務手当分となります。次に、8節ですが、旅費、説明会等の参加旅費でございます。5万円の予算となります。次

に、10節需用費33万円、これは消耗品代となりますが、事務用品の購入費ということになります。次に、11節役務費でございます。計上は11万4,000円となりますが、通信運搬費分が8万3,000円、それと口座振込手数料分が3万1,000円となっております。次に、12節委託料でございます。予算額121万円となります。こちらにつきましては、システム改修の業務委託料ということになってございます。次に、18節負担金、補助及び交付金でございます。2,400万円の予算額となりますが、住民税非課税世帯等の給付金分となっております。

次に、3目老人福祉費となります。予算額が18万円となります。12節委託料でございますが、家族介護用品支給事業委託料ということで、これはおむつ支給の委託料となりますが、こちらを減額するものでございます。かわりまして19節扶助費のほうで、同じく家族介護用品給付費として54万円を計上させていただいております。これにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託して行っているおむつ等の支給事業となっております。家族を介護している方に対しまして、1か月につき4,000円分のおむつ等を支給している事業でございますが、現行では現物支給をしておりまして、介護者の方のニーズの多様化に対応することが難しくなっておりまして、本当に欲しいものを支給するということの目的のために扶助費として費用弁償という形で現金支給する方法に改正し、介護者のニーズに対応しようとするものでございます。

以上でございます。

[何事か言う者あり]

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 1目のほうの社会福祉総務費の住民税非課税世帯等給付金につきましてですけれども、資料要求がございましたので、そちらのほうの説明をしてよろしいですか。

○委員長（大村 税君） はい。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、資料ナンバー3の①となっております。それでは、ご説明いたします。

資料に沿って説明いたします。これにつきましては、住民税均等割非課税世帯等の皆様へということで、これが内閣府のほうから出されておりますチラシというか、そういうものの説明書ということになります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、1世帯10万円のご案内ということでございます。これにつきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、1世帯当たり10万円につきまして給付する事業ということでございます。一応この給付金を受給するためには、手続が必要だということになってございます。給付金の支給額は1世帯当たり10万円ということで、支給時期といたしましては、市町村が確認書を受領した日から何

週間後が目安ですということになっております。

支給対象と申請の有無でございますが、左側のほうでございますが、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯という方でございますが、そちらにつきましては、生保世帯も対象となります。収入認定はされないということになってございます。こちらにつきましては、お住まいの市町村、町のほうから確認書という形で手紙というか、通知書が届きます。そちらを市町村のほうに提出していただきまして、それを確認した上で支給するというものでございます。

右側のほうでございますが、家計急変世帯ということでございまして、令和4年1月以降の収入が減少して、住民税非課税相当の収入となった世帯が対象となります。こちらにつきましては、申請が必要でございます。申請期間につきましては、準備ができ次第進める予定としてございますけれども、一応期限が9月30日までとなっておりますので、開始から9月30日までの期間ということになります。

ちなみに、今回補正を取らせていただいておりますけれども、補正額のところでございますが、世帯数は240世帯分を予定しております。この240世帯というのは、昨年、令和3年度の給付の対象者と思われる方が約1,300戸ぐらいございます。そのうち昨年の給付が1,100戸ぐらい終了しているということでございますので、200戸がまだ、まだというか、対象から外れていたということでございますが、その200戸の方と、あとは新たに令和4年度の申告、課税状況が非課税になる方と、あとは家計急変世帯の方を見込みまして240世帯分ということで計上させていただきます。これにつきましては、昨年給付を受けている方は対象外ということになりますので、そういう計算になるということでございます。

それとあともう一つ、全員が非課税の世帯ではございますが、課税世帯の方の扶養になっている方については、対象外になるということでございますので、そういう方々がいらっしゃるという中で1,300人中200件ぐらいがもらえなかったというか、申請がなかったということになると思われまして、申請しても対象にならなかったということで、一応今年の対象として計上させていただいたということでございます。

では、裏のページを御覧ください。給付金の支給手続になります。令和3年度の方非課税世帯の方につきましては、ほとんどが終わっております。これからの方となると、修正申告とか、あるいは未申告の方が申告により新たに対象になる方等がございます。その方々が申請していただくという形になります。

1番の②でございますが、令和4年度住民税（均等割）が非課税世帯の方でございます。こちらにつきましては、町のほうから確認書が送られます。確認書の内容、支給要件とか、振込先等確認していただきまして、町のほうに返信していただくという形になります。そちらを確認した上で支給すると。それで、（2）としては、

世帯の中に令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合ということでございますが、こちらにつきましては、給付金を受け取るには申請が必要になるということでございます。申請書に必要事項を記入しまして、添付資料と一緒に令和4年6月1日時点でお住まいの市区町村に提出するということとなります。

2番でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯、家計急変世帯となりますが、こちらの方につきましても、申請が必要となります。ということで、一応内容的にはこういう形となっております。

資料の説明は以上となります。

- 4番（中村正志君） あわせて、生活保護の資料要求していませんでしたか。生活保護の内容……

〔何事か言う者あり〕

- 4番（中村正志君） 生活保護にどのような支援をしているのか。

- 委員長（大村 税君） 休憩します。

午前10時56分 休憩

-----  
午前10時57分 再開

- 委員長（大村 税君） 再開します。

- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 生活保護世帯の支給額につきましては、その家々で違いますし、家庭というか、その方々の状況にもよってまちまちになりますので、これぐらいというのは簡単に言えるようなものではないので、医療費のみの方もございますし、いろんなパターンがございますので、いずれこれにつきましては、医療費のみの生活保護を受けている方も対象になるということでございますので、生活保護を受けている方は、全員対象になるという判断でございます。

以上でございます。

- 4番（中村正志君） 後でもいいので、生活保護の内容を教えてもらえればいいな。でも、今……

〔何事か言う者あり〕

- 委員長（大村 税君） 休憩します。

午前10時58分 休憩

-----  
午前11時00分 再開

- 委員長（大村 税君） 再開します。

〔「休憩」と言う者あり〕

- 委員長（大村 税君） 1時間、質疑応答ということで、10分間の休憩します。

午前 11 時 01 分 休憩

---

午前 11 時 13 分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

3 款民生費、1 項社会福祉費の部分で質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なしと認め、次の議題に入ります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、説明を求めます。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、3 款民生費、2 項児童福祉費の説明に入らせていただきます。

4 目児童福祉施設費でございます。補正額が 19 万 8,000 円となっております。こちらにつきましては、小軽米保育園の消防設備の点検の際に指摘がございまして、光電式スポット型感知器を交換する修繕料の金額となっております。

次に、6 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。補正額が 433 万 9,000 円となっております。こちらにつきましては、3 節職員手当等 21 万 6,000 円、時間外勤務手当。次に、10 節需用費 10 万円の消耗品費、これは事務用品費となっております。次に、11 節役務費でございます。2 万 3,000 円の補正額となっております。通信運搬費が 1 万 4,000 円、口座振込手数料が 9,000 円となっております。18 節負担金、補助及び交付金、こちらが 400 万円となっております。こちらにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の給付金分となっております。この事業につきましては、昨年度も行っております。国の補助率 100% の事業となっております。住民税非課税世帯の児童 1 人につき 5 万円を支給する事業ということで、今回 80 人分の給付金を補正予算に提案させていただいております。

こちらにつきましても、資料要求がございましたので、資料ナンバー 3 の②のほうでございます。資料に沿って説明させていただきます。それでは、ご説明いたします。令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内ということでございます。その上にちょっとひとり親世帯でない方へというふうに書いてございます。こちらにつきましては、ひとり親世帯の方につきましては、児童扶養手当の対象者となっております。こちらにつきましては、ふだんから県から直接給付されているということで、今回のこの支援も県から直接の給付となるということで、こちらが市町村の給付分からは外されておりますということでございます。

それで、支給対象者につきましては、1 番でございますが、①、②の両方に当てはまる方が対象となります。ここで、やはりひとり親世帯分の給付金を受け取った

方を除きますよということで書いてございます。①番が令和4年3月31日時点で18歳未満の児童、障がい児の場合ということですが、これは特別児童扶養手当の対象者となってございますが、こちらにつきましては、20歳未満が対象となります。を養育している父母等に支給されるということでございます。

ちなみに、令和5年2月末までに生まれた新生児等の方々も対象となるということでございますので、新生児として生まれたときに支給されるということでございます。

次に、②番でございますが、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方ということで、先ほどと同じでございますが、家計急変の方ということになってございます。いずれこちらにつきましても、生活保護受給者の世帯も対象となるということで、給付金は収入としては認定されないということになっております。

次に、支給額でございますが、児童1人当たり一律5万円ということになります。支給に当たっては、申請が不要な場合と必要な場合があるということでございます。こちらにつきましては、裏面に書いてございます。

次のページを御覧ください。3番の給付金の支給手続きというところでございます。令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方となっております。給付金は、申請不要で受け取れますということで、市町村ごとに可能な限り速やかに令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込むということとなっております。

もう一つが、上記以外の方ということで、高校生以上の方のみを養育している方、あとは収入が急変した家計急変の方につきましては、受け取るためには申請が必要ですということでございます。申請書に口座番号等を記入して、必要書類とともに市町村の窓口または郵送でご提出いただくという内容になってございます。一応国からの話では、令和4年10月までに支払いをしてくださいということになってございます。

こちらについての説明は、以上となります。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりましたが、質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 説明いただきまして、ひとつ確認ですけれども、さっきの10万円の給付の方と同様に、これは継続的なものの残った分なのか、これは新規の部分なのかというのをひとつ確認いたします。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） こちらの事業につきましては、昨年も行っておりますが、同じ方でも受け取れるという事業になってございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それで、この支給対象者を説明いただいて、住民税が非課税の方、非課税の親、ひとり親ではない、2人の親がいる非課税、まあ若い人たちだと思っただけけれども、その人は大体80人ぐらいが対象になるのではないかというふうに、非課税って年間所得幾らぐらいの人たちを想定できるのですか、100万円ちょっとですよね。余談の話ですけれども、大体でいいです。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午前11時23分 休憩

---

午前11時24分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 非課税という定義ですけれども、非課税は、町、県民税でありますと均等割と所得割というふうに分けてありますけれども、均等割も非課税になるという方が対象者になります。町の条例によりますと、非課税の計算ルールは、所得28万円に扶養者の人数プラス1ですから、例えば奥さんと子供1人で2人扶養となれば、1足す2で3、その3人を28万円乗じまして、プラス16万8,000円プラス10万円という形で所得の非課税限度額という所得を計算いたします。そうしますと、今のケースで申し上げますと、給与収入で165万8,000円ぐらい、170万円弱ですか、それぐらいの給与収入であれば、非課税になるというふうな形でございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。例えば今の説明だと、1人のお父さんが扶養している奥さんが稼いでいないという、2人の面倒を見るために170万円以下の生活をしているということ、このことについては、今これとはちょっと別な話ですけれども、このことが果たして軽米町の現状で80人ぐらいの世帯がいる、多分30代、40代前半、ちょっとこの辺は大きな問題があるのかなということをお前は今感じたので、今の議題とは全く別個の話ですけれども、今後、我々の課題になるのかなと思っていました。ありがとうございました。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） すみません、先ほどの80人もいるかどうかというお話でございますが、それにつきましては、昨年度も同じ事業を行っておりまして、対象の方が51人で255万円支給されております。それにプラスアルファしまして、一応80人分を見込んだということでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 昨日の一般質問で児童手当の問題も出まして、ちょっと頭が混乱しておりますので、整理してみたいと思いますが、これは非課税世帯の対象、子供の手当というふうな支給になって、それからこの前岩手県で1万5,000円単独でかさ上げをしたいというふうなニュースがあって、その中に市町村にも独自のかさ上げを期待するというようなニュースもあって、町長の答弁は、議会では、検討したいと、中身についても検討すると、額については明確にしなかったというふうな一連の流れの中で、何ぼか整理して願えればなと思います。

今予算化を考えているもののほかに県のがプラスということは、いつかの議会で審議して、町のプラスの分もというふうなことになるのかなというふうに私は考えましたが、理解しましたが、それでいいのか。

また、町長の答弁の中に金額を明示しなかったのですが、大体県の、新聞等を見ますと、一定の額が予測されますが、その辺の件、どうなのか。また、考え直してやめたのか、そのこともあるのか、ちょっと説明願いたいと思います。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ただいまの山本委員のご質問にお答えしたいと思います。

これは、出したいと思っております。ただ、金額はここで明言はできませんけれども、しっかりと町でも上乗せしながら交付したいというふうに思っております。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） そうすれば、それはいいです。そういう給付金、従来の手当プラスコロナの非課税世帯の件というふうなことのプラスして救済するように理解していいのですか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それにつきましては、岩手県のいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業というのが今度創設されたということで、マスコミでも報道されて、新聞にも載ったということでございます。一応検討はしましたとして、町長も言ったとおり、上乗せはしたいというふうに考えておりますが、物価高騰分のコロナ交付金を活用して支払うということになりますので、ほかの事業等との絡みとかバランス等を考えまして、今検討中ということになってございます。

こちらにつきましては、子育て支援特別給付金の方も対象になるし、こちらは児童手当をもらっている方ですので、中学生までの児童が対象になります。こちらにつきましては、4月に児童手当をいただいている、振込した口座にもうプッシュ型

で10月定期払い分の児童手当にプラスして払いなさいということになってございますので、1万5,000円プラスアルファ分がプラスして払われるということでございまして、現在町のほうで想定している人数といたしましては、対象児童700人を想定しております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。よろしいですか。あと質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 質疑後に1ついいですか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 昨日の本会議場におきまして、新型コロナウイルスの感染者数のことについてご質問があったということをお聞きしておりますので、この場を借りましてご説明してもよろしいでしょうか。

○委員長（大村 税君） はい。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 岩手日報等に載っている軽米町の人数というのが、軽米町という形で発表された方の人数でございます。実際のところは、二戸保健所管内ですとか、県内ですとかという形で報道というか、発表されている方もございます。そちらにつきましては、県のほうから一応情報をいただいているわけですが、今現在の5月27日が最後の感染者の確認になってございますが、今現在軽米町からの感染者の確認は77人が確認されているということでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、3款民生費の質疑を終わります。

4款衛生費について補足説明があれば、健康福祉課健康づくり担当課長、工藤晃子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（工藤晃子君） 4款衛生費、1項保健衛生費について説明を申し上げます。

まず、3目予防費についてでございます。補正額448万3,000円計上しているものでございますが、こちらは子宮頸がん予防接種に要する費用でございます。内容につきましては、子宮頸がん予防接種についてですけれども、厚生労働省の通知により、平成25年からこの予防接種は積極的勧奨の差し控えがされてきておりました。昨年末国による安全性に対し、特段懸念は認められないとの結論から、令和4年度から積極的勧奨の再開が決定されたところでございます。

この期間中に対象でありながら接種機会を逃した方に対し、公費による接種を確

保するための予算を計上しているものでございます。予防接種委託料として396万6,000円、通知に係る通信運搬費が2万1,000円、そして扶助費49万6,000円ですが、こちらのほうは、この期間中に予防接種を自費で接種をした方に対して償還払いをするということで扶助費を計上しております。

続きまして、4目保健事業費について説明申し上げます。健康管理システム使用料ですが、その内容は、今年度6月からがん検診などの検診等結果登録が国の標準的な様式での記録、そして副本登録ということが開始することに伴い、使用料を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（大村 税君） 保健衛生費の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なしと認めて、4款衛生費の質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費、説明を求めます。

産業振興課農政企画担当課長、竹澤泰司君。

○産業振興課農政企画担当課長（竹澤泰司君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費についてご説明申し上げます。

補正額502万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、先ほど総務課で説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画、こちらの中のナンバー1のEV車等導入事業によりまして、産業振興課で所管する車両のうちリース期間が満了となる1台、こちらの代わりにプラグインハイブリッド車を購入するための経費を計上させていただいております。

説明は、以上でございます。

○委員長（大村 税君） 次に、産業振興課商工観光担当課長、輪達隆志君。

○産業振興課商工観光担当課長（輪達隆志君） 11目を飛ばしまして、産業振興課の担当部局で15目のミレットパーク等管理運営費についてご説明させていただきます。

こちら補正予算額が874万円計上させていただいておりますが、こちらがミル・みるハウスのレストラン部分の冷房設備が故障し、夏場の営業に支障を来す状況となっておりますことから、新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮し、空気清浄機能及び酵素フィルターによるウイルス抑制機能に対応したパッケージエアコン3台を設置し、併せまして老朽化により故障しております床暖房自動制御設備、こちらを修繕いたしまして、換気等の感染症対策を徹底することで、感染症収束後の集客効果及び来客者の満足度の向上を図るための予算となっております。

内訳としましては、床暖房の自動制御設備の修繕費といたしまして、修繕料、10節需用費のほうに129万8,000円、それからエアコンの設置事業といたし

まして、工事請負費として744万2,000円、こちらを計上させていただいております。こちらにつきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、実施したいと思っております。資料ナンバー4、こちらとなっております。

説明は以上です。

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） はい。

○6番（館坂久人君） 商工費まで続けて。

〔「順番にやって」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 6款農林水産業費、1項農業費、11目国土調査費の説明願います。

会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） それでは、税務課所管分の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書のほうは、8ページを御覧いただきたいと思います。中ほどにございます6款農林水産業費、1項農業費、11目国土調査費でございます。今回の補正予算でございますけれども、12節委託料につきまして1,800万円を増額するものでございます。業務の内容につきましては、国土調査時点に生じた法務局に備付けの地図と現況の境界との不整合等について地図訂正及び地積更正のため業務を委託するものでございます。事前に資料要求もございましたので、資料要求につきましても、後段で説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の修正につきましては、現在岩手県のほうで整備を進めております一般県道二戸軽米線の新町地区の拡幅工事等に伴いまして、用地取得という形で県が事業を進めておるところでございますが、所有者の現地立会いの下、復元しました境界と国調図面との現況等にずれが生じているということが確認されております。現況の立会いの下、確認した境界については、同意を得ておることでございますが、ただ確認の結果、ずれが生じている部分は、どうしても今後用地取得をするに当たりまして、分筆等登記するに当たりまして、地図訂正が必要だということをお求められているところでございます。

それでは、資料ナンバー2のほうを御覧いただきたいのですが、図面のほうを用意しております。よろしいでしょうか。ちょっと小さくて見づらい部分もありますが、拡大はできますでしょうか。ちょっと大きめにしますと、全体がまず軽米町えぞと大自然のロマンの森の辺りから続く軽米高校の周辺の道路の予定図です。大字軽米6地割地内の部分でございますが、現道とともに赤線で描いている部分が予定している計画の路線になります。よろしいでしょうか。

それで、ロマンの森のほうから色がついておりますけれども、47の2という

ころ、左側のほうです。47の2という地番の辺りをちょっと拡大して御覧いただければと思うのですが、この地図全体では、黒い線で囲んだ部分が、いわゆる法務局に備付けの地図の形になります。緑の線が今回県のほうで所有者立会いの下に復元した部分ということで、47の2をぱっと見たところ、ずれが生じているということが確認できるかと思いますが、よろしいでしょうか。そういったことがございまして、この路線に関わる筆が28筆ほどございますが、そういったところでずれが生じているというのが現況でございます。

それで、国土調査によって復元した境界と現況が相違しているということなのですが、事業者、事業を実施していただいている県のほうでこれを修正できるかということだったのですが、それが実は、その修正できる許容の範囲、誤差という部分ですけれども、公差と申し上げますけれども、その部分が限界を超えているということで、県ではそれは対応できないと。ところが、修正をしないと、今度は用地取得及び分筆登記等ができないということで、町でそれを修正するという形で今回の補正をお願いするものでございます。

それで、先ほどもちょっと申し上げましたが、路線に係る筆が28筆、それから隣接する部分を含めまして60筆程度が修正が必要ではないかというふうに多めにといいますか、必要と見込みまして、今回の予算額を算定して計上したところでございます。

修正に当たりましては、国土調査後にそれぞれの所有者の方が分筆したり、あるいは所有権移転となっております。ですので、国土調査の成果の修正もするということでは、今回対応できませんので、現況において所有者の個々の面積にも増減が生じるのではということで、課税上の支障も認められるという観点から、地方税法第381条第7項の規定によりまして、法務局への修正の申出を行います。その結果、作業委託をしていただいて、地図訂正、地積更正を行うという形で、今回お願いしている件の二戸軽米線が順調に進んでいただくようにということも踏まえながら、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（大村 税君） 農業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がないと認めて質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費の2項林業費、説明願います。

産業振興課商工観光担当課長、輪達隆志君。

○産業振興課商工観光担当課長（輪達隆志君） 続きまして、6款農林水産業費、2項林業費、4目雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費についてご説明申し上げます。

こちら予算額が41万8,000円となっております。内容といたしましては、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のサウザントステージの木製ベンチが老朽化により破損している状況でございますが、コロナウイルス感染症収束後の来場客、またチューリップフェスティバルの継続開催を見据えまして、集客効果及び来客者の満足度の向上を図るために、こちらの木製ベンチの修繕をコロナ交付金を活用した事業として実施するための予算をお願いするものでございます。

計画書のナンバーでいきますと、ナンバー5の地域の魅力磨き上げ事業ということで計上させていただいております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 質疑というよりは意見になるかと思うのですが、今サウザントステージを改修すると。これまで、ここにも書いてあるのですが、チューリップフェスティバルを継続的に開催という、年に1回のためにお金をかける。雪谷川ダムフォリストパーク・軽米そのものが年間を通じた花の植栽とか、そういうことのいろいろご意見等も出ているわけですが、せっかくのステージがあるのであれば、そのステージを使った年間を通して月一でも何かしら、やはりイベント等を考えていく必要があるのではないかなというふうにちょっと今ふっと思ったので、やはりチューリップだけに頼っているという、アジサイの話もありましたけれども、花だけではなく、そのステージを使ったイベントというのも考えてもいいのではないかなと。特に夏なんかであれば、夕涼み的なところも含めて創意工夫した発想力をもって、何かしら人を集客できるようなイベントもできないわけではないというふうに思いますので、改修するのを一つの機会にして、何かしらイベントを開催して、そこに人を集める工夫をやってもいいのではないかなというふうに思います。今のところチューリップに頼り過ぎているのではないかなというふうに思いますので、その辺のところを考えていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご意見でございますけれども、私も課長になる前には、産業振興課にもいた、その当時には、例えばキャンプ場のほう、広場に大型のスクリーンを持ってきて、車に同乗したまま何か映画的な鑑賞というふうなものも一時試みたこともございました。

いずれせっきゃくステージの開催に向けて椅子も修繕するということですので、何らかのイベントというふうなものも検討しながら、集客、交流人口の拡大に努めてまいりたいと思います。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、まずサウザントステージの椅子を改修する。年間を通じ何かやれば、本当に今課長が申し上げたとおり、そういったことをやっていけばいいと思いますけれども、花にはこだわりますが、やっぱり一般質問でも言いましたけれども、アジサイ、あれをもうちょっと整備していけば、花は何でもやっぱり心を癒やしてくれるから、例えばコスモスであっても、夏咲く花、黄色いの……

〔何事か言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） そういった花、北海道の富良野に行けば、別にラベンダーだけでなく、あそこのところに行けば、コスモスであれ、同じ花を植えていけば、それだけでお客さんが来るというようなことも、確かにチューリップがメインですけれども、それだけでなく、年間を通じてずれていけば、どこかに植えるだけでも関心のある方が行くと思うのですけれども、そういったこともステージを使ったイベントのほかにも、また花としてチューリップだけでなく、そういったことも考えていけばいいのかなと思っております。

あと出店していましたが、コロナ禍のために出店はやりましたけれども、食べる場所に前はテーブルを置いて、座るところを設けてやっていたから、私は最近はまだ腰をかけた。今年行ったときには、腰をかけるにしても、そういった椅子がなかったものですから、来年度はそういったのができるようになるかもしれませんが、もしかすれば風車の前の辺りに1つ長椅子もあったのですけれども、やっぱりどこかにちょっとしたそういったのがあれば、休めるかなと思って感じてきましたけれども、そういったところも含めて考えていただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） いずれコロナ感染症につきましては、飲食を伴った感染が一番拡大リスクが高いということで、今年度ステージのイベントも中止したところがございますけれども、いずれできれば、やっぱりそういったステージイベントも開催しながら、会食する部分も席を設けられるのであれば、そのほうがいずれ来たお客さんたちも多分喜んでもらえると思います。なので、間隔を離すだとか、設置する場所とか、いずれ今後の感染症の状況も見ながら、できれば来年度、今年度でも、例えば何かイベントを企画する場合は、何かそういった場を設けられるように考えていきたいと思っております。

○委員長（大村 税君） あとありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、なしと認めて質疑を終わります。

次に、7款商工費、1項商工……

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 産業振興課で区切りたいのですけれども。

〔何事か言う者あり〕

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） お昼の時間に迫っていますので、休憩します。

午前 11時 57分 休憩

午後 零時 57分 再開

○委員長（大村 税君） ちょっと時間が早いけれども、全員そろいましたので、午前中に引き続き特別委員会を再開いたします。

7款商工費、提案理由、産業振興課商工観光担当課長、輪達隆志君。

○産業振興課商工観光担当課長（輪達隆志君） それでは、商工費につきましてご説明させていただきます。

予算書の9ページになりますが、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費でございますが、こちらは町内における購買力の向上と消費拡大を喚起し、事業者の売上げの向上並びに経済の活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行に係る経費、こちら当初予算でもご承認いただいている1,500万円施行してございますが、これに追加しての第2弾分として1,500万円をお願いするものでございます。

続きまして、5目地場産業振興費でございますが、こちらは商標登録をしております韃靼、こちらの商標登録が今年度期限を迎え、更新手続きが必要となりますが、そちらの委託料となります。内訳といたしましては、更新登録の際に必要な更新登録料、国に納める印紙代になりますけれども、こちらが法令等の改正によりまして、令和4年4月1日に料金改定となってございます。こちらの差額分として2万円を計上させていただいております。

2目のプレミアム付き商品券でございますが、こちらは、地方創生臨時交付金の事業として実施予定でございまして、計画書、資料のナンバー3、プレミアム付き商品券発行事業第2弾分ということで計上してございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） これで説明が終わりました。

質疑を賜ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） このプレミアム付き商品券については、毎年のように実施されている。議会のほうで1,000円券だけではなく500円券もというふうなお話も

出ておりますけれども、なかなかその実施にはいかないというふうなことでございますけれども、それはそれとして、毎年やっていて、成果といいますか、これを実施していく上での成果というものをどのように捉えているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○10番（山本幸男君） 委員長。

○委員長（大村 税君） はい。

○10番（山本幸男君） 今せっかく質問してもらって申し訳ありません。私は、資料の提出をお願いしていたけれども、それはどうなった。

○委員長（大村 税君） プレミアム付き商品券の件で。

○10番（山本幸男君） 管内の商品券の発行状況、それから管内の500円券の発行の状況等の資料をお願いしていたと思っていたけれども、それについての説明はない、質問が出たものだから、質問も先ほどちょっと中村委員から出たから、もし資料とか、調べたのがあれば、説明してもらえば議論が深まっていったいいのかなと思っています。

○4番（中村正志君） 資料要求はあったのか。

○議会事務局長（関向孝行君） 資料の要求ということでしたので、担当課のほうにはその旨伝えております。資料ができるのであれば、担当課のほうで出してほしいというふうに伝えていましたので、担当課のほうから答弁お願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 休憩でお願いします。

○委員長（大村 税君） 休憩で今の山本委員の資料の件を担当課に説明を求めます。

午後 1時02分 休憩

—————  
午後 1時03分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 先ほどの中村委員のご質問にお答えいたします。

いずれ500円券の発行につきましては、取扱店、商工会にも情報提供はしております。ただ、取り扱う枚数が多くなると、どうしても事務量も煩雑になるというか、増えるということで取扱店は、できれば1,000円券のほうがいいという全体的な意見なようです。ただ、毎回そういうふうな形で議会でも話題となっておりますので、こちらについては、いずれ500円券というものを想定してもらえればということでございます。

また、この500円券を例えば印刷するとなると、今までの印刷代プラス大体100万円ほど事業費が膨らむというようなこととなります。事業費がかかるから控

えているというわけではございません。全体的な事業費を枠内の中で抑えるとなると、セット数を減らして、500円券を印刷するというような形になるかと思えますけれども、いずれこの500円券の発行につきましては、まず取扱店等にもお話をしながら、引き続き検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、このプレミアム付き商品券を発行しての事業効果というのをどのように捉えているかというようなご質問でございましたけれども、いずれ発行している商品券は、全て完売している。また、今年度当初予算でありました6,400セットは6月1日に発売したわけですがけれども、商工会のほうでは、毎回同じようなスケジュールで半分印刷して半分出して、残りはもう少し時期を置きながらということだったようですけれども、原油高騰とか様々ある中、今年は当初に印刷した3,200枚、既に完売したということで、今度追加印刷に1か月ぐらにかかるということで、今度発行するお知らせ版等で、こういう事態でちょっと今印刷中ですので、一時中断して、7月からまた販売を再開しますというような文書をお知らせ版で町民の皆様方に周知する予定としております。

効果につきましては、いずれ完売している。あとは町内の商店街の活性化にもつながるし、町外への買物をする流出も抑えるというような効果もあるというふうに考えておりますし、例えば取扱店が多い中で、主に商品券が取り扱われている業者というのと、どのような商店かなということ、私ちょっと商工会のほうに確認したら、割合の主な部分は町内のスーパー、スーパーといえればあれですが、個人名を挙げればあれですがけれども、薬王堂とかユニバースは3,000円分の共通券しか使えないので、それ以上は使えないことになっているので、町内でいくと、たけさわストア、あとは主なのが一ぱり燃料も高騰しているもので、ガソリン、灯油代だとか燃料代がトップだそうです。その次に、時期的なものもあるのだけれども、洋服屋、学生服なんかを扱っているお店が時期的な部分もあるけれども、そういうふうなところで使われている。その他に入ってくると、いろいろあるようですけれども、やっぱり金額の張る車の整備だとか車検をするためにこの商品券を使っているようですし、あと葬儀屋のほうにもこの商品券を使ってお支払いをしているというふうなところでございます。

あと例えばあまり使われていないお店となると、逆に写真屋、当然今皆さん携帯電話とか、デジタルカメラとか持っていますので、昔みたいにフィルムを使って撮っている方が少ないので、写真屋、あとは時計屋等が扱っているお店の中で、取扱店の中で少ないと思われるのがそういうところだと伺っております。

この経済効果につきましては、そこまで検討して考えたわけではないのですがけれども、売れ残るようであればあれだし、販売した分がすぐ完売しているという状況なので、いずれ登録になっている町内の商店の皆さんにはそれなりに活用されて、

活用されていないような店もあるかと思えますけれども、いずれそれなりの効果はあるのかなということで考えているというところでございます。

以上です。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。

中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。想定したところの使われ方かなというふうなことは感じておりますけれども、私が今心配しているのは、ほかの市町村もそうなのですけれども、小さい店がなくなっていくという状況、ガソリンスタンドとか、車の整備屋とか、そういう大きなところは当然それなりに、まず町外というよりは、商品券がある、なしにかかわらず、使われているのではないかなと思うのですけれども、何か本当の小売店、小さな店屋等は軽米には非常に少なくなってきている中で、1件か2件しかないようなのが、もう全滅するのではないかというふうなことをちょっと心配して、後継者もない状況もあったりして、だからその辺のところも少しピックアップして、何かしら行政区に1件ぐらいつつ店屋があってもいいのかなと思ったりしているのですけれども、そういうのは最近乏しくなっている現状、何か心配されて、10年後には果たしてどうなのかなというふうなところがあって、みんな大型スーパー等があれば、もうそれで間に合うかとは思いますが、それだけでいいのかなというふうな、商店街の活性化というふうなものの中で、そういう零細企業といいますか、そういうところにも目を向けてほしいなというふうなところがあったりして、その辺の商品券の効果が、そちらのほうにもつながればいいのかなというふうなことをちょっと最近感じているものですから、その辺のところも見て、今後プレミアム付き商品券、今1万2,000円、ほかのほうの状況というふうな、青森市では1万円で1万5,000円分の商品券というふうな、大きいまちでさえそれぐらい奮発してやっている。やはりそれぐらい危機感があるということだと思っておりますけれども、軽米町ももう少し、逆に言えばもっと奮発してもいいのではないかなというふうに思いますので、その辺も含めて考えていただければなど。

500円券の話は、先ほど出ていた小さい店等、例えば食堂も含めて何か500円か600円でしか買物ができない、毎日のように使われるような部分の店というふうなものも大事にしてほしいなというふうな願いがあって、500円券の要望も出しているというふうに思っていますので、その辺を含めて今後額を展開していただければいいなというふうに感じておりますので、もしその辺何かありましたらお願いいたします。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 今中村委員がおっしゃったとおりだと思います。

実際私小軽米ですけれども、小軽米の商店は全てなくなりました。ちょっとした買物をするとといっても、軽米町のローソンまで車で来なければ買物に来られないというような状況で、地元の方も、お店がなくなったことでかなり不便しているというふうなお話は聞いております。

ですので、例えば一部で話題も出ておりましたけれども、にぎわい創出の観点ということで、軽米町の街中だけ何かイベントだとか何かとなると、今度そういうふうなほかの地区の商店のほうからも様々クレームが来る可能性もあるかなと思いますけれども、いずれ様々そういった部分を総合的に何か対策だったり、何かあれば今後検討してまいりたいと思いますし、商工会また各取扱店とも話題提供しながら、さらに詰めた何か対策を打てるかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 昨日の一般質問でも町長から答弁をいただきましたけれども、イベントの開催、夏祭り、秋まつり、食フェスタなんかは、そのときのコロナウイルスの状況を見ながらできるだけやっていくということでございました。それで、秋まつりについてですけれども、何か各団からアンケートを取ったみたいなのですけれども、というのは、各団の団長から3団体ぐらいは山車を出せるかもしれないというような話も聞いております。一番心配されているのは、祭りを中止にしてしまえば、3年間やらないということになれば、全然太鼓の練習とかもやっていけませんので、子供たちが太鼓も忘れてしまったりとか、そういうふうな体制が崩れていけば、これから来年、急にやるといっても、体制を調えるのに大変な気がします。

ですから、例えば山車を出す、出さないにかかわらず、何か太鼓の競演をどこかでやるとかというようなことであれば、それに向けて私たちも教えたりすれば、子供たちも練習してやると思うのですけれども、そういったことも考えなければいけないのかなと思っていますけれども、その辺はアンケートをもしかして取られたのか。恐らくその結果で何かやる、やらないというふうなことも決めると思うのですけれども、そういうふうなことも考えて、私が言ったとおり、全く何もやらないとなれば、本来に来年もできなかった、再来年もというふうになれば、その後に太鼓をたたく、教えるというのも難くなるのかなと思いますので、その辺を、私も町内会の教えている人たちから、ぜひ何かの形で何かをやってほしいなということをおっしゃっていただきましたので、ぜひその辺を検討していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 秋まつりにつきましては、各山車団、あとは郷土芸能の皆様方に、この間アンケートを取って、全て回収があったわけではございません。6月15日の夕方になりますけれども、山車団等との打合せを行うこととしております。

いずれ祭りは開催する方向で検討しているのですが、祭りの風物詩といいますと、やはり山車、お通りがないと何となくお祭りの雰囲気も出てこないのかなということで、各山車団の皆様のご意見を参考にしながら協議をし、その後実行委員会を開催して、どのような祭りにしていけばいいのか。中止をするということではなくて、どのような祭り、企画にして、秋まつりを開催するのかという、そういう観点でこうだからこうですよ、中止の方向ですよということではなくて、こうなのだけれども、何とか別な方向で開催する方法を何とか実行委員会の中で考えていきたいと思っています。

ただ、あと子供たちもかなり減少しているということもあって、学校サイドのほうにも、お祭りをやるとなると、当然練習もあります。3密を極力避けて練習といっても、なかなかこれも厳しいかと思しますので、とりあえず学校側のほうの考え方、地域でお祭りをやるというのであれば、お任せしますよというようなことであればいいし、できればあまり子供たちを参加させたくないなという意見を持っているのかどうなのか、その辺はお話を伺いながら、最終的な委員会でどういう祭りにしていくかということを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 説明でよろしいですか。

○11番（茶屋 隆君） そういうことを踏まえて、できるだけまず何とかやるような形をお願いします。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 商品券の関係について質問します。この商品券につきましては、議会としては、委員会の審議、一般質問、その他様々な中で500円券の問題は絶えず出た、私も何回か提案したというような経過があって、大方の議員の人たちは、500円券があったほうが、もっと購買力が高まって、町民の人たちの活性化につながるというふうに思っていた。そういうことは、多分近いうちに実現できると私たちは思って、私はそう思っていました。500円券を作るか、作らないかというような決断をするのは、私は最終的に役場、町長だと思います。町長がそういうふうにやる気がない。商工会、実行委員会に対して強いメッセージをしなかったということではないのかなと思います。

というのは、やっぱり今のコロナ交付金の関係の説明を見ても、いずれ全て国の公費を使ってやるわけですから、そのことが500円券を作ることによって100

万円の出費があっても、交付金の中で認められるということだと思いますので、やはり役場がこういう方向で1回やってみてくれませんかというようなことぐらいはしゃべってもよかったのではないかと。そういうメッセージがなかったことが今回の予算になったかなと私は思いますが、町長、いかがですか。その点を答弁をお願いしたい。

それから、課長でもいいですが、いずれ500円券というのは、小物を買うとか、気軽に買物ができる。それから、もしかすれば有効にその500円が1,000円でなく生かされると思っているかもしれない、消費者の側から見れば。したがって、新聞の折り込み等でもほかの町村が、管内の町村のチラシ等なんかよく見たことがあります、500円券を使って5,000円で7,500円分の買物、食事ができますよ。いずれ食事も身近な買物であります。また、商店の交流が、その消費者の交流ができて、商売をやっている人たちも大変プラスになってくると思う。いずれ入りやすい、使いやすい、500円は500円で値がある。そういうメリットがあると思ひまして、ぜひこのことについては、そうしてもらいたいという強い希望も含めて質問をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、2点目は……

[何事か言う者あり]

○10番(山本幸男君) それでは、……

○委員長(大村 税君) 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長(江刺家雅弘君) ただいまのご質問にお答ひいたします。

先ほども繰り返しているようではすけれども、言い訳をするわけではございませんけれども、いずれこちらとしては、押しつけというよりは、やっぱり取扱店、あとは例えば取扱店を利用している町民の皆さんからでも、まず直接そういった意見、こういった券も発行してもらえれば非常にありがたいというような、例えばそういうふうな意見等が寄せられているのであれば、多分取扱店とも、こういう意見が多いよということであれば、納得していただけるのかなと思ひておりますし、ただそうは言っても、先ほど中村委員からもありましたけれども、小規模なお店、例えば今出しても大規模な、そういうふうなところにしか多分商品券が流れていないというような状況でございますので、小規模な店でも取扱いしやすい、例えば500円券を設けることによって、やっぱりそういうふうな商店にも行き渡っていくというようなことであれば、当然そういったことも検討していきたいと思ひますので、また次回のプレミアム付き商品券などを発行する際には、その辺も十分取扱店、商工会等からも情報を共有して相談しながら決定していく。あくまでも押しつけ、こっちからこうしていきましょうというふうな形ではなくて、皆さんで納得して、商店街活性化のためにこういうふうな形でいきましょうというふうな、で

できればそういう解決策を取っていきたいと考えております。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今山本委員の意見としまして、議会からも強い要望であるというふうな要望のようでありますので、それはそれとしてまず重く受け止めながら、客観的に500円券、それからまた1,000円券、どういった方法、効率、効果というのがあるものかということもしっかりつかみながら、大方の商工会とか、お店屋では、やはり取扱店では1,000円券のほうが良いというような声のようでありますけれども、そこら辺はしっかりと精査しながら、客観的な有効性が見えれば、こちらからも強くその辺は押していきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 課長の答弁は、押しつけというふうなこと、そういう声が上がってくればというふうな答弁でございましたが、どうも観点が違うようでございますので、残念でございます。500円券というのは、いずれその券そのものが生きていく役割を私は持つ券だと思っておりますので、どうぞ役場がその気になってこういう方向でやりますという、やってみたい、一度こういう方向で議会からも意見がたくさんあったのでというふうな立場を取らないと、到底500円券は出てこない、そう思いますので、そういう観点からもう一度様々検討してもらいたい。

ほかの町村を聞きますと、食事券であっても、いずれ500円券のプレミアム付きの10枚で、また7枚とかという格好でチラシを見たことがありますので、もう少し、2割増しでなく3.5とかというふうな感じの、それぞれの取り組み方だと思っておりますので、さらなる検討をお願いしたいというのが第1点。

それから、商品券のチラシの中に、この商品券の購入について領収書は出さないとかというのがついているが、そのことは透明性の点からいかなものだろうかという感じと、それから収支の関係で残のことも等は明解でないというふうに感じますが、その点は心配ありませんか。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 休憩をお願いします。

○委員長（大村 税君） 休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時33分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がないようですので、7款商工費の質疑を終わります。

9 款消防費について当局の説明を求めます。

総務課総務担当課長、松山篤君。

- 総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、9 ページの記載の 9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費の補正をお願いするものにつきましてご説明を申し上げます。

今回 2 3 1 万 6, 0 0 0 円補正をお願いするものでございますが、歳出の冒頭、令和 4 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載してございます上から 2 番目の消防団活動感染防止対策事業を行いたいために今回補正をお願いするものでございます。

今年度の消防団の諸活動につきましては、感染対策を十分取り入れながら、やれるものはやっていくという方針が春先の会議で決まりました。したがって、消防団員に十分なマスクや消毒液、あるいは場合によっては抗原検査キットを配布し、消防団員の感染リスクの低減を図りながら諸活動を本年度実施していきたいために、様々な感染防止対策の消耗品を購入するための予算をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明といたします。

- 委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。質疑ありませんか。

山本委員。

- 10 番（山本幸男君） 消防費について関連して質問しますが、1 か月ぐらい前だったかもしれませんが、新聞紙上で見ますと、消防団の団員の待遇改善というのは、やっぱり団員の成り手がない、人口減少というふうなことを踏まえながら待遇改善についてというふうなニュースが岩手日報に載っておりました。見た課長、総務課の中で見た方も、どうだか、見ましたか。その中に、対応を考える町村の名前等も挙がっていたような感じがしましたが、その中には、軽米町の名前はなかったかなという感じを持っておりましたが、内々検討しているとか、それから十分、軽米町は対応しているとかというふうな考え方とかというものの、何か対応で知らしめることがあったならば、お願いします。

- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

- 総務課総括課長（福島貴浩君） 消防団の報酬等の見直しにつきましては、令和 4 年度で検討し、令和 5 年度から実施するように進めているところではございますけれども、消防団の各団の再編と申しますか、そういった部分も、成り手が少ないということもありますので、その分団との意見も聞きながらということも視野に入れておりますので、ただ報酬につきましては、令和 4 年度中に検討して、令和 5 年度からは実施するような方向で検討しております。

- 委員長（大村 税君） よろしいですか。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） 令和4年度というのは、今の段階、今そうすると、そういう検討委員会とかの設置のための予算書とかというのは、予算化できていて、話が進んでいるというふうに理解すればいいのですか。それとも、何も無い中で、これから様々検討に入るといふようなことですか。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 報酬に関する審議会等の予算化はしておりませんが、内々にと申しますか、総務課のほうで消防団等の意見、分団長会議等の意見を聞きながらということで検討を進めているという段階でございます。
- 委員長（大村 税君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） その方法もあると思いますが、やはり様々検討委員会は設置して、その方向性を定めていくというのがミソだと私は思います。どうだろうと思います。また、消防団員の待遇改善については、特別職の関係のことも、関連でいくような、私はそう思っておりますので、その点は心配はないですか。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 消防団の報酬につきましては、また特別職の報酬とかということになりますので、特別職の絡みもございませぬけれども、総務課として消防団の部分については、消防団としての在り方についての検討を進めているということでございます。
- 委員長（大村 税君） よろしいですか。
- 10番（山本幸男君） よろしくありません。
- 委員長（大村 税君） あと質疑ありませんか。  
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） すみません、さっきも聞いたのですけれども、コロナの関係で消防費で抗原検査キット350個とか、非接触体温計とか、いろいろ購入してありますけれども、これは分団に配布するものか、それとも総務課で持っていて、消防演習とかあるときに使うものなんでしょうか。抗原検査キットというのは、先ほども申しましたように、期限があるようですので、無駄にならないように使ったほうが良いと、ある方から聞いたことがあるのですが、その辺をお聞きします。
- 委員長（大村 税君） 総務課総務担当課長、松山篤君。
- 総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。  
まず、非接触体温計は30個とついていますが、30本ですけれども、これは各1本ずつ。マスクは、40箱入りを1ケース、各部に1ケースずつ。27部ございますが、本部分は1ケース、総務課でお預かりしたいと思っております。消毒用スプレーも90本ということでございますが、各部に3本ずつ、残りは本部分と、その他の分ということで総務課で預かりたいと思っております。

抗原検査キットにつきましては、何の行事に幾らというような、今現在決めてはございませんが、今後予定されております消防演習、それから操法の二戸支部大会以上の大会参加、あるいは出初め式等様々な集団活動の行事が予定されてございますので、350セットということではございますが、PCR検査等無料で実施する場合もございませけれども、単に統一行動を取っただけでは対象外とされる場合もたくさん例がございませるので、総務課といたしましては、団員の健康を守るため、については団の組織を守るためには、様々な局面において抗原検査キットを積極的に活用してもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。前に私は、PCR検査を介護施設などとか、保育園とかでやってほしいということをしたのですが、費用対効果がということで取り上げられませんでした。保育園とか学校でも、今はあまり感染しても広くではなくて狭い範囲の濃厚接触者だけの検査をするみたいなのですけれども、保育園とか、学校にも本当は必要ではないかと思ひます。そのことを関連して要望しておきたいと思ひます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 似たような部分もありますけれども、消防団、今までことごとく活動が中止になっているということで、実施するためにこういうふうなのを備えてやる。これはこれでいいのですけれども、昨日の一般質問等でもイベント等をやる時に、感染症対策を万全にしてイベント等を開催する方向で考えているというお話がございました。ですから、ここでは、消防団に対しての感染症対策の費用ですけれども、これは消防団に限ったことではなく、町全体での活動において、感染症対策のマニュアル的なものをつくって、こういうイベントをするときには、こういうふうな用具を使って検査を徹底してくださいとかというふうなのができなければならないことではないかなと。

私もコロナ感染症があつた中でも、ソフトテニスの大会等、5月からは毎週土日、1か月間連続して実施してきました。その都度チェックシートを全部対象者から取って、あるときには体温計等で測ったりしてやっているのでございますけれども、社会教育活動等においては、特にもそういうふうなイベント等は実施、現在も行われていると。ですから、その辺のところの町全体としてのマニュアルを、こういうときはこういうものを使ってやってくださいというふうなのをつくって指導して、それに係る予算というか、費用というか、用具については、町で全部与えてやるというふうなシステムづくりをする必要があるのではないかなというふうに私は思ひますけれども、別に消防団だけが特別だというわけではないと思ひますけれども、そ

の辺のところを考えていただきたいと思うのですけれども、総務課のほうでは、その辺を全体としてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（大村 税君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 今後町におきましても、感染症対策に十分配慮しながら、様々なイベント等は開催していく方向で進めていくものと考えておりますけれども、イベント開催に係る感染症対策のマニュアル、指針等につきましては、既に岩手県でイベント開催に係るマニュアルといたしますか、一定のルールというものを決めておきまして、緊急事態宣言が解除された後においても、それにつきましては継続しているところでございます。

町といたしましては、岩手県のルールに準拠したような形で進めていかなければならないと考えておりますので、岩手県のルール内容について各課に周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、必要ならば、総務課で町のルールと、独自のルールが必要であれば、それはそれで検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 岩手県のマニュアルというふうな言い方をされましたけれども、私のところにも岩手県でこういうふうなマニュアルをつくっているのだから、それに準じてやってくださいという文書は来ています。私は、岩手県でつくったならば、それを加工して軽米町の実態に合わせて軽米町独自のものを、同じものであってもいいですけれども、つくって出すべきではないのかなと私は思います。岩手県でやったのをそのままやってくださいでは、町民は納得しないのではないかなと。徹底するのだったら、もっと軽米町の実態に合わせたものを細かく分析した上でやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

コロナ対策本部とかという本部会議なんかもあるかと思っておりますけれども、そこで全課長等がいるわけですから、各課それぞれの人の集まりとか、いろいろあると思っておりますけれども、その実態に合わせた形での感染症対策というのをやって、それに合わせた予算措置を消防団に限らず取るべきではないかなというふうに思います。

何か、ことごとく町民の意見を聞いて、これはやらないほうがいいのか、これは中止にしたほうがいいのかというふうな今までのイベント関係が多い。そうではなく、もっと役場は主体性を持って、こういうふうな対策を取ればできますよというふうな、もっと強く指導をしていくべきではないのかなと。

今はもうコロナがいつ収束するか分かりませんので、ウィズコロナというふうなことで、その中でどのような形で活気を取り戻していきながらいくということが重要な時期ではないかなと思っておりますので、その辺のほう、ぜひお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの意見、提言につきましては、コロナ対策の本部会議等でも話題にしながら今後進めていきたいと思えます。
- 委員長（大村 税君） あとごさいませんか。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 質疑がないようございしますので、9款消防費の質疑を終わります。
- 次に、10款教育費について提案理由の説明があれば、求めます。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費についてご説明いたします。
- こちらは、午前中に総務課より説明のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業でございます。公用車の購入ということで、教育委員会分として2台分をお願いするものでございます。
- 委員長（大村 税君） 1項と2項小学校費。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 2項小学校費の1目学校管理費について、小学校用備品購入費ということで、こちら学校の環境衛生検査の際に使用するためのガスの採取器、乾湿計、照度計の購入費をお願いするものでございます。13万4,000円となっております。
- 2目教育振興費についてですが、こちら次ページの中学校費と中身が同じになるのですけれども、こちら午前中に総務課より説明のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業でございます。こちらの事業のナンバーは6番ということになります。会計年度任用職員に関するもので、感染症対策スクールサポート支援員の配置事業でございます。校内の除菌作業や先生方の事務補助を行うスクールサポート支援員ということで各校1名、小学校3名、中学校1名の計4名分ということでございます。中学校費も同様となります。小学校費が319万3,000円、中学校費が102万1,000円ということになります。よろしくお願ひします。
- 委員長（大村 税君） 教育総務費、それから小学校費、中学校費まで3項について質疑を承ります。
- 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） スクールサポートのことについてお伺ひします。これから採用するのかなと思うのですが、採用試験といいますか、面接なのか分かりませんが、これは教育委員会のほうでやるのでしょうか。それとも、学校の面接か、その勤務時間などについてもお伺ひします。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えします。

採用につきましては、当教育委員会事務局のほうで採用の面接試験を行います。それから、その方々の働く時間でございますが、募集につきましては、これからということになりますが、想定では6時間ということになってございます。

以上です。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 1日6時間の勤務ということなのですが、例えば朝から、朝先生たちと同じ時間に来て6時間働いて帰ると、帰る時間を一緒にするような、遅く出勤してきて帰ると、そういう働き方があるのですけれども、何か、その働く方の都合によって、仕事の内容によって、本当は子供たちが帰った後にいろいろ消毒したりとかしてもらいたいのだけれども、その時間はいなくて、結局先生たちの負担があまり減らないというような話もちよっと聞いたことがあるのですが、その勤務の時間帯とかはどうなっていますか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校のほうから、やはりおっしゃるとおり、子供たちが帰った後に、その後に消毒作業をしていただきたいという学校もございます。それから、朝同じような出勤体制で、消毒作業だけをやっているわけではなくて、先生方の補助といたしますか、そういった部分についても支援いただくものでございますので、そういった種々の働き方がございまして、それらの要望を聞きながら、それから雇用といたしますか、そこに配属となるための応募する際の条件でも、そういった時間を早番といたしますか、遅番といたしますか、そういった感じで募集をしますので、その中で条件に合った方をその学校に配置する、その学校に要望とならない配置の方もいらっしゃるのも確かでございますが、そういった条件を加味しながら学校に配置してご支援いただくというようなことにしたいと考えておりますので、そういった方を募集していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なしと認め、教育費3項までの質疑を終わります。

続いては、教育費の4項社会教育費について説明願います。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） それでは、10款教育費、4項社

会教育費についてご説明をさせていただきます。

こちらについては、補正額158万7,000円をお願いするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に掲載してございますナンバー8、9、10、12に該当する部分となっております。

まずは、10節の消耗品費でございますが、こちらは感染症対策物品、消毒液等15万円の補正となっております。そのほか抗原検査キット、こちらは49万5,000円、合わせまして64万5,000円の補正ということになってございます。11節の役務費でございますが、こちらは通信運搬費としてお願いしているものでございます。17節の備品購入費でございますが、こちらは携帯端末購入費といたしまして30万円、移動式音響機器購入費として45万円の合わせて75万円をお願いしているものでございます。

備品購入費につきましては、移動式音響機器ということで45万円でございますが、こちらは様々なイベント等に音響機器を持ち運びをしながら対応できるような形として導入するものでございます。それから、携帯端末購入費ということにつきましては、なかなか社会教育施設でありましたり、体育館に職員をお願いしているわけでございますが、職員の人数等が少ない状況から、電話等にもなかなか出られないというような状況が発生しているという状況にありまして、そういった場合に、こちらの事務室と職員にスマートフォンを持たせながら常時連絡が取れるような体制、あるいはデータでの通信ができるような体制整備をするということで購入するというものでございます。

続きまして、5項もよろしいですか。

○委員長（大村 税君） 続けて、教育費を終わりたいと思いますので、続けてお願いします。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 続きまして、5項の保健体育費についてご説明をさせていただきます。

こちらは5,590万3,000円の補正をお願いするものでございます。こちらにも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画にのせてございますナンバー7、11、13、14に該当する内容となっております。10節の需用費の20万円でございますが、こちらは17節で備品購入をお願いしてございますが、そちらに付随します音響機器等の導入に係る消耗品代、マイクケーブルでありましたり、スピーカー、ケーブル等々消耗品に充てるものでございます。

それから、11節の役務費でございますが、建築確認手数料ということで、こちらは後ほど説明させていただきますが、運動場のほうにトイレを新設するための手数料というふうなことになってございます。それから、12節の委託料でございま

すが、429万円、町営運動場トイレ新築工事設計管理業務委託料、それから町民体育館カーテン改修工事設計業務委託料というふうな内容となります。

続いて、14節の工事請負費でございますが4,563万9,000円、こちらにつきましては、町営運動場トイレ新築工事2,536万2,000円、町民体育館カーテン改修工事1,997万6,000円。それから、旧晴山中学校に物置として建物が建っているわけでございますが、こちらが老朽化したということで、こちらは解体工事30万1,000円の予算をお願いするものでございます。

それから、17節の備品購入費でございますが571万2,000円、体育施設音響機器購入費ということで、こちらはハートフル・スポーツランドのパークゴルフ場と町民体育館に、それぞれ音響機器を設置するというので予算をお願いしたものでございます。それから、ロボット芝刈り機購入費ということで411万2,000円、こちらはハートフル・スポーツランドの多目的広場に芝刈り機を導入するというふうなことで予算をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ちょっと興味があるところで、ロボット芝刈り機、芝刈り用ロボットを導入するというので、さっき議会内部でもちょっと話題にしていたのですが、この活用についてもう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回導入を検討しているものにつきましては、ロボット芝刈り機2台を考えてございます。利用する場所といたしましては、多目的広場を想定しておりまして、このロボット芝刈り機が移動する部分について境界ワイヤーを埋設すると。それから、それぞれロボット芝刈り機が移動するためにガイドワイヤーというのを中に張りまして、そこから境界ワイヤー内の部分でロボットが自動的に芝を刈って回るというふうな内容となっております。いずれ電動でございまして、バッテリーが切れそうになれば、一人でバッテリーのところに移動して、芝があまり伸びないような状況にするために導入するというので、いずれ今回は多目的広場に導入するという予定にしておりますが、状況を見ながら、様々別な場所でも利用できるような状況であれば、広くワイヤー等の設置については、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 我々がちょっと話をしていたのと内容が違うなと思ったので、ということは、多目的広場のフィールド内に、枠があるところにワイヤーをぐるぐるっと回して、その中でロボットが勝手に芝を刈る、そこから出ないようにする。その設置工事も含めているよということ。何かロボットは、崖、急斜面等も活用できるよだよという話もあったりして、だったら危ないところが避けられるのかなと思ったのですけれども、そこは考えていない、平地。だったら、今多目的広場のフィールド内の芝刈りについては、芝管理のほうは委託はしていなかったでしょうか、その委託の関係とはどういう関係になるのか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 現在芝刈りについては、委託をしているところですが、そちらを導入することになった場合には、そちらのほうは解除をするというふうな内容となります。今中村委員おっしゃるとおり、斜面等も活用できるというふうな機械なようでございます。いずれ今回は、平地部で試験的に導入をして運用してまいるところでございますが、その機械の状況を見ながら様々活用できるような状況であれば、進めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それはいいです。

先ほど出ていたコロナ感染症対策の関係で、今回こちらのほうでもイベント用の抗原検査事業ということで、大きなところでは、ちょっと興味深いところでは、8月に成人式が2回、2日間かけて2年分をやるというふうなことを計画しているようですけれども、その際に対する感染症対策というのは、例えば関東方面から来る人たちに対しては、どういうふうに考えているのかとか、そういうふうなことは今現在でどの程度考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 成人式につきましては、今中村委員おっしゃいますとおり、今年度につきましては、令和3年度対象者の方を8月14日、そして本年度対象者の方を8月15日に実施するという方向で、現在対象者の方にご案内を差し上げているところでございます。当然関東方面あるいは様々な地域から来町いただいて、式に参加するというふうなことでございまして、現在参加するというふうな連絡をいただいた方には、抗原検査キットを送付して検査をしていただくか、あるいは、多分早めにいらっしゃると思われるので、来た際に検査をしていただくかは、今後検討させていただきますが、いずれ今回の予算では150セットをお願いするというふうな内容となっております。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 成人式は、しばらくぶりで行うので、楽しみにしている方もあるかと思います。里帰りをするというか、そういう人たちは、自主的に帰る前に検査を受けて来るようですので、向こうで受けてくるというのも一つの方法かなと思います。来てからやって、あらっということにならないようにしたほうがいいのかと思います。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご意見等も参考にさせていただきますながら、いらっしゃる前に検査できるような体制も検討してまいりたいと思います。

○委員長（大村 税君） よろしいですね。

あと質疑ございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 体育施設のロボットの関係、これはコロナ交付金の対応ですかというのが第1点。

それから、町営運動場トイレというのは、これは町営運動場とはどこですか、ハートフル・スポーツランドではない。それはどこなのか最初に確認したい。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 1点目のロボット芝刈り機でございますが、こちらはコロナ交付金対応でございます。

それから、2点目のトイレの設置箇所ということですが、町営運動場ということで、軽米高校の芝のテニスコートと野球場が設置してある場所に設置をするということで検討しているものでございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 分かりました。ちょっと私のパソコンが私にうまく反応しないために質問いたしました。

関連して質問しますが、町営運動場のトイレの問題の件でございますが、額的に大変といっぱいかかるものだなと思って驚いておりますが、私一般質問で町長に質問したのは、ハートフル・スポーツランドの中央にある管理棟の周辺に1か所あるのだけれども、少しどちらかというと遠いから、管理棟近くにもトイレをというような質問をしたと思いましたが、議員控室で皆さんで少しそのことをしゃべったら、どうも場所がみんなそれぞれまちまちで町長も別なほうを考えていたのではないかなと思ったので。

というのは、この町営運動場のトイレでなく、ハートフル・スポーツランドの中央管理棟の近くに置くという質問でしたので、町長間違わないようにしたほうがいいと、というのは大変失礼ですから、町長の答弁はすぐというのは無理だけれども、

いずれ簡易トイレぐらいであれば、すぐにでもやるというふうに答弁をもらったような感じもしますが、その点は間違いなかったでしょうか。

あるいは、そういう要望を受けたことがない、また担当におかれましても、そういう話題は聞いたことがないと思っているのか、それともそういう話題はたまたまたたくさんあって、何とか対応をと、日頃考えていたというのが実感ですか。町長の答弁が余計簡単過ぎて、私ちょっと本当かなと、そう思ったりしていましたので、確認の質問。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 山本委員の質問にお答えいたします。

山本委員、恐らくハートフル・スポーツランドのトイレ、そちらのほうだと思いますが、今予定しておるのは町営運動場であります。ここは、大変使用頻度、中村委員も先ほど毎週ソフトテニスをやっているというお話もありましたし、また野球のほうも少年野球とか、様々大会やら練習やらしております。それから、また中学生等も日常いろんな練習をしております。そういうことで、非常にあそこは使用頻度が年間を通じて多いということと、やはりいろんな大会でたくさん集まると、やはり使用頻度もますます高くなるというふうなことで、あそこに新しく設置したほうがいいという判断の中で今回お願いをしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（大村 税君） ハートフル・スポーツランドの簡易トイレを造る考えがあるというふうな答弁をしたのについて、その件について。

○町長（山本賢一君） それに関しては、今のところ、まずそういった声というのは、なかなかこちらには聞こえてこないということでありますので、そういうふうな声が聞こえてくるのであれば、そういった処置をしたいというふうなことで答弁したつもりであります。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 何だか聞くたびごとに実現が遠のいていくというような、そういう感じでございますので、もうやめたほうがいいのかもかもしれませんが、いずれ関係者、課長、関係するグラウンドゴルフの人たちは、大変と苦労してコースを作って、まず一日楽しんで、それが継続して夏はハートフル・スポーツランド、冬は体育館で、まず人数も減らないで、結構町民の健康づくりに貢献している。そういう人たちが年齢的にもという年齢でございますので、もう少し管理棟の近くにあればいいなど、そういう願いを強く持っている。

また、サッカー等のチームもできたそうでございますので、利用度が高まる、またそうすれば必ずみんな喜ぶと思いますので、こっちからも現況を把握して、事が前に進むように町長に教えてください、そこは。早い機会にそういうふうになるこ

とを期待して終わります。

○委員長（大村 税君） あとありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 音響設備の経費についてお伺いしたい。1つは、町民体育館とハートフル・スポーツランドに、まず既存のやつを使わないで、新たにということ、体育館は分かるのですけれども、ハートフル・スポーツランドは、広いのですけれども、どこを考えているのですかということ。

もう一つは、移動式の音響機器、非常にいいことだなと思っていましたけれども、これは1セットなのか、1日に2団体に貸し出せるような内容のものなのか、ちょっと2点についてお願いします。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 最初に、ハートフル・スポーツランドのどこに設置するかというふうなことでございますが、こちらはパークゴルフ場のほうに設置を検討しているものでございます。

それから、可搬できるポータブルの音響機器整備でございますが、こちらについては、現在1セットを検討しております。スピーカーとアンプ、それからワイヤレスマイクが2つほどで、まず普通の小さいイベントであれば、対応できるかなということで、そちらの整備をしたいというような内容で考えているものでございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。確かにパークゴルフ場のマイクはあまりよくないなと思っていましたので、それはいいのですけれども、でも体育館とハートフル・スポーツランドにやるやつも移動できる内容なのかなと思って、ちらっと見ているのですけれども、そうではない、固定化するのかということ。

あともう一つですけれども、今までも結構いろんな施設に音響機器等を整備してきているようだなと私は思っているのです。スピーカーなんかも立派なのがいっぱい、なかなか管理が行き届かないで今まできて、何か無駄に悪くしているような状況をちょっと見たりもしているのですけれども、やはりその辺の管理をきちんとして、せっかく高い予算で整備していますので、きちんとやるように、あまり無差別に使用させるのではなく、使用する側の指導を徹底して大事に使うような考え方をしていく必要があるのではないかなと思いますので、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ハートフル・スポーツランド、パークゴルフ場と町民体育館については、スピーカーについては、固定したものを検

討しているところでございます。そのほかのアンプでありましたり、マイク等については、移動、可搬できるようなものを検討しております、マイク等も本数等が必要な場合には、持ち運びをしながら使っていくような形で検討しているものでございます。

それから、今中村委員からお話ございましたが、やはり機械等については、使う方々が違ったり、あるいは管理等について、今後より徹底して大切に使うように心がけていくよう努めてまいりたいと思っております。

○委員長（大村 税君） あと質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないようですので、10款教育費の質疑を終わります。

ここで一旦休憩しますか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。山本委員の領収書の件で。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 先ほどプレミアム付き商品券の商工会で領収書を発行しないということで記載されていたということですが、確認したら、いずれお金で金券と交換するという形だと。もう一点は、いずれ例えばそれで領収書を発行すれば、当然商品券で使って店で買えば、また領収書を二重に発行してもらうということになるので、あくまでも商品券を買った場合には、領収書を発行しないということだということでお聞きしましたので、お知らせいたします。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時27分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。議案の質疑を終わります。

#### ◎議案第4号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第4号を議題といたします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） 議案第4号のほうで、本会議上で申し上げたほかに関係資料ということで、お手元のほうのデータがあると思いますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。1つ目が、仕様概要ということでバスの中身でございますが、フルタイム4WDということと、それから21人乗り、それから2022年式ということで購入をいたしたいということです。

それから、2つ目の資料として、入札結果表を添付してございますが、こちらの

ほうは御覧いただきたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（大村 税君） 補足説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なしと認め、議案第4号の質疑を終わります。

---

◎総括質疑

○委員長（大村 税君） ここで総括質疑を許します。全体的な質疑、要求資料の説明、質疑、本特別委員会に付託されました議案第1号から議案第4号の個別質疑が終わりました。質疑に漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なしということで、以上で質疑を終わります。

それでは、まとめに入りますので、当局の退席を求めます。

〔当局退席〕

---

◎議案第1号から議案第4号の討論、採決

○委員長（大村 税君） それでは、まとめに入ります。

討論される方ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、採決に入ります。

反対の議案があれば、反対の議案を1件ごとに採決をいたしますが、全議案全会一致で可としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

それでは、議案第1号から議案第4号まで全会一致で可とすることといたします。ありがとうございます。

---

◎閉会の宣告

○委員長（大村 税君） 会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会といたします。

（午後 2時32分）